

IPoEアドバンス利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下「当社」といいます。）は、契約者にIPoEアドバンス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、IPoEアドバンス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 規約の範囲

本規約は、契約者と当社との間におけるIPoEアドバンスに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、当社の[I P通信網サービス契約約款（以下「I P通信網サービス契約約款」といいます。）](#)の規定に従うものとし、本規約と[I P通信網サービス契約約款](#)に矛盾が生じた場合は本規約、[I P通信網サービス契約約款](#)の順で優先することとします。

第3条～第4条 （略）

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
1～2	(略)
3 第2種オープンコンピュータ通信網サービス	I P通信網サービス契約約款 に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス
4 第2種契約	(略)

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

[株式会社NTTドコモ](#)（以下「当社」といいます。）は、契約者にIPoEアドバンス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、IPoEアドバンス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 規約の範囲

本規約は、契約者と当社との間におけるIPoEアドバンスに係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は、当社の[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)の規定に従うものとし、本規約と[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)に矛盾が生じた場合は本規約、[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)の順で優先することとします。

第3条～第4条 （略）

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
1～8	(略)
3 第2種オープンコンピュータ通信網サービス	I P通信網サービス契約約款（OCN） に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス
4 第2種契約	(略)

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

5 OCN 光	I P通信網サービス契約約款 に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係るものに限りま す。）
6 IPoE	IPoEとはIP over Ethernetの略。 I P通信網サービス契約約款 に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限りま す。）の通信プロトコルのうちIPv6（IPoE）タイプ及びIPv4 over IPv6（IPoE）タイプに該当するもの
7 OCN v6アルファ	I P通信網サービス契約約款 に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1表に規定す るIPv4 over IPv6（IPoE）接続に限りま す。）
8～9	（略）

第2章 （略）

第3章

第12条～第13条 （略）

第14条 契約者の地位の承継

相続人により契約者の地位の承継があったときは、[I P通信網サービス契約約款](#)の規定に準
じます。

5 OCN 光	I P通信網サービス契約約款（OCN） に規定する第2種オ ープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1 （プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係 るものに限りま す。）
6 IPoE	IPoEとはIP over Ethernetの略。 I P通信網サービス契約約款（OCN） に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1に係るものに限りま す。）の通信プロトコルのうちIPv6（IPoE）タイプ及びIPv4 over IPv6（IPoE）タイプに該当するもの
7 OCN v6アルファ	I P通信網サービス契約約款（OCN） に規定する第2種オ ープンコンピュータ通信網サービスの付加機能（料金表第1 表に規定するIPv4 over IPv6（IPoE）接続に限りま す。）
8～9	（略）

第2章 （略）

第3章

第12条～第13条 （略）

第14条 契約者の地位の承継

相続人により契約者の地位の承継があったときは、[I P通信網サービス契約約款（OCN）](#)の
規定に準じます。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>第15条 契約上の地位の譲渡等</p> <p>契約者は、本契約上の地位を譲渡もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係るOCN 光の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合は、本契約に基づき権利の譲渡があった場合は、譲渡の取り扱いについては、I P通信網サービス契約約款に準ずるものとします。</p> <p>第16条 契約者が行う本契約の解除</p> <p>契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知していただきます。</p> <p>2 契約者はOCN光契約の解除も同時に希望する場合、別途、I P通信網サービス契約約款の定めに従った通知を行うものとします。</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 債権の譲渡等</p> <p>第24条 債権の譲渡</p> <p>契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定め 「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」 に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p>	<p>第15条 契約上の地位の譲渡等</p> <p>契約者は、本契約上の地位を譲渡もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る OCN 光の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合は、本契約に基づき権利の譲渡があった場合は、譲渡の取り扱いについては、I P通信網サービス契約約款（OCN） に準ずるものとします。</p> <p>第16条 契約者が行う本契約の解除</p> <p>契約者は、本サービスに係る契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知していただきます。</p> <p>2 契約者は OCN 光契約の解除も同時に希望する場合、別途、I P通信網サービス契約約款（OCN） の定めに従った通知を行うものとします。</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p> <p>第6章 債権の譲渡等</p> <p>第24条 債権の譲渡</p> <p>契約者は、この規約の規定により支払いを要することとなった本サービスの料金その他の債権を、当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「請求事業者」といいます。）に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は請求事業者の定める 「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」 に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p>

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>第7章 （略）</p> <p>第8章</p> <p>第26条～第30条 （略）</p> <p>第31条 個人情報の取扱い</p> <p>当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」 (https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/) によります。</p> <p>第32条～第34条 （略）</p> <p>料金表 （略）</p>	<p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者（当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡規定する事業者をいいます。）に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求事業者に代わって債権譲渡を通知したものとして取扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>第7章 （略）</p> <p>第8章</p> <p>第26条～第30条 （略）</p> <p>第31条 個人情報の取扱い</p> <p>当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」 (https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/) によります。</p> <p>第32条～第34条 （略）</p> <p>料金表 （略）</p> <p>附則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）</p> <p>（実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

(吸収合併に伴う取り扱いについて)

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>IPoEアドバンス利用規約</u>	<u>IPoEアドバンス利用規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。